

# 市民税・県民税の申告を忘れずに

平成28年度市民税・県民税の申告受付を、下表のとおり三の丸臨時庁舎や市民センターなどで行いますので、忘れずに申告してください。

申告書は、前年度の申告内容をもとに1月末から2月上旬に送付します。申告が必要な方で、申告書が届いていない場合は、会場でお申出ください。

なお、事前に申告書が必要な方は、市民税課にご連絡ください。また、市ホームページからも入手できます。  
問合せ／市民税課(〒310-8610、☎232-9138)

## ▼申告受付日程表

受付会場	期間	受付時間
三の丸臨時庁舎 3階会議室	2/16(火)～3/15(火) ※土・日曜日を除く。 ただし、2月21日(日) は受付できません。	午前8時30分 ～ 午後4時30分

※申告期間中、市民税課では申告の受付を行っていません。

## ▼出張申告日程表 受付時間／午前9時～午後4時

受付会場	期日	地区指定
内原中央公民館 (期日ごとに地区を指定しています)	2/8(月)	赤尾関町、内原町、内原1・2丁目、下野町、高田町、筑地町、三湯町
	2/9(火)	有賀町、牛伏町、大足町、黒磯町、田島町、三野輪町
	2/10(水)	小原町、小林町、五平町、杉崎町、中原町
	2/12(金)	鯉淵町
山根市民センター	2/17(水)	
飯富市民センター	2/18(木)	
国田市民センター	2/19(金)	
石川市民センター	2/23(火)	
	2/24(水)	
渡里市民センター	2/25(木)	
	2/26(金)	
下大野市民センター	2/28(日)	※日曜日でも受付可。
酒門市民センター	2/29(月)	
緑岡市民センター	3/2(水)	
桜川市民センター	3/3(木)	
常磐市民センター	3/4(金)	

※原則として、申告受付は当日配布する番号札順に行います。

## 申告が必要な方

- ① 平成28年1月1日現在、市内に居住の方は、原則、平成27年中の収入について市民税・県民税の申告が必要になります。例えば次のような方は、申告が必要です。
- ② 事業営業・農業などを営んでいる方
- ③ 不動産所得のある方
- ④ 利子所得、配当所得(道府県民税配当割が前年中に課税されていないもの)のある方
- ⑤ 原稿料、講演料、互助年金、個人年金などの雑所得のある方
- ⑥ 懸賞当選の金品、生命保険や損害保険契約の一時金・満期

## 返戻金などの一時所得のある方

- ⑦ 給与収入のほか所得があり、その金額が20万円以下の方
- ⑧ 公的年金等の収入が400万円以下で、その他に所得があり、その金額が20万円以下の方
- ⑨ 国民健康保険に加入している方
- ⑩ 公営住宅に入居している方
- ⑪ 土地・建物などの資産を譲渡した方(公共事業などによる譲渡所得が特別控除額以下の方を含みます)
- ⑫ 市内に事務所・事業所または本人や家族が居住できる家を受領する方で、水戸市に住民登録がない方
- ⑬ 市民税・県民税の所得控除(医療費控除や扶養控除、雑損控

## 申告が不要な方

- ① 前述に該当する方でも、次のような方は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。
- ② 平成27年分の所得税の確定申告書を出す方
- ③ 給与収入のみで、勤務先から水戸市へ平成27年分の給与支払報告書(複数ある場合はそのすべて)が提出されている方(提出の有無は勤務先へ確認してください)
- ④ 公的年金等の収入のみの方
- ⑤ 収入のない方または非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみを受給している方で、平

住宅などの保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方、または所得証明書が必要な方は、申告が必要です。

**国民健康保険に加入している方も申告を**

国民健康保険税は、市民税・県民税の申告に基づいて計算されますので、収入がない方や非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみの方も、申告が必要です。

また、国民健康保険税の軽減制度は、世帯の所得が基準より少ない場合に適用されますので、対象となる方は、必ず申告してください。

※同じ世帯の方に扶養されている場合でも申告が必要です。

**申告に必要なもの**

- ① 平成28年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書
- ② 印鑑、筆記用具、電卓など
- ③ 平成27年分の給与や年金収入が分かるもの(源泉徴収票、給与支払証明書)
- ④ 収入や支出が分かる書類(事業・不動産所得の収支内訳書、帳簿・領収書など)、配当所得・雑所得・一時所得などの受取

## 郵送でも申告を受けられます

- ① 金額や経費が分かるもの(雑損控除、医療費控除などの所得控除等を受ける場合は、その領収書や証明書など)
- ② 次該当する方は、市民税・県民税申告書を、郵送で提出することができます。申告書に、住所、氏名などの必要事項を記入、押印のうえ、郵送してください。
- ③ 勤務先から水戸市へ給与支払報告書が提出されていない給与所得者の方で、年末調整の済んでいる平成27年分給与所得の源泉徴収票をお持ちの方
- ④ 所得のなかった方や、別世帯に住む親族に扶養されている方
- ⑤ 遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方
- ⑥ 市内に事務所・事業所または本人や家族が居住できる家を受領する方で、水戸市に住民登録がない方
- ⑦ ご自身で申告書を作成した方
- ⑧ ①の方は、平成27年分給与所得の源泉徴収票を必ず同封してください。
- ⑨ ⑥の方で所得控除(医療費控除、生命保険料控除など)を受ける場合は、その領収書や証明書を同封してください。

## 市民税・県民税の主な改正点

市民税・県民税の申告書を出しても、所得税の還付申告にはなりません。

### 「ふるさと納税」制度の改正

▼特例控除限度額の拡充(平成27年1月1日以後の寄附金から適用)

ふるさと納税に係る寄附金税額控除については、基本控除額に加算される特例控除額の限度額が市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の10%から20%に引上げられました。ただし、課税総所得金額がない場合、または課税総所得から人的控除の差の合計額を差引いた金額が0円を下回る場合で、分離課税に係る譲渡所得があるときは、これまでどおり10%となります。

▼ふるさと納税「ワンストップ特例制度」の創設(平成27年4月1日以後の寄附金から適用)

所得税の確定申告や市民税・県民税申告の必要がない給与所得者などが、ふるさと納税をした場合、申告を行わなくても、市民税・県民税の寄附金税額控除を受けられるようになりました。この特例が適用されると、所

得税からは寄附金控除をせず、ふるさと納税を行った翌年度の市民税・県民税から所得税の寄附金控除分相当額を言めて控除されます。

対象／寄附先が団体以内で、寄附を行う際に、寄附先の地方公共団体に申告特例申請書を出した方

特例申請が無効になる場合
① 給与所得者などでも、確定申告を行ったときや確定申告書の提出を要するとき
② 市民税・県民税の申告を行ったとき
③ 5団体を超える地方公共団体へふるさと納税(寄附)を行ったとき
④ 申告特例申請書の住所・氏名誤りなどにより、課税市区町村に申告特例通知書が送付されないとき

※特例申請が無効になった場合に控除を受けるためには、特例申請が右記理由により無効となった場合、税務署に寄附金受領証明書または領収書を添付した確定申告書を出す必要があります。

なお、右記②の市民税・県民税の申告を行うときも同様、寄附金受領証明書または領収書を添付して寄附金税額控除を受けることができますが、控除を

### 公的年金からの特別徴収(天引き)制度の見直し

▼年間の特別徴収額が平準化されます(平成29年4月以後の仮徴収額から適用)

今回の改正により、仮徴収額の算定方法が、公的年金等所得に係る前年度の年税額の2分の1に相当する額へ変更になります。それに伴って、平成29年4月以降は、本徴収額と仮徴収額の平準化が図られます。

▼転出・税額変更があった場合でも特別徴収が継続となります(平成28年10月1日から適用)

現行制度では、他市区町村に転出した場合や年金特別徴収額(年税額)に変更が生じた場合、公的年金からの特別徴収は停止となり普通徴収(個人納付)へ切り替えましたが、今回の改正により、原則として特別徴収が継続されるようになります。要件など、詳細は、お問合せください。

申告受付は、三の丸臨時庁舎で行います。

なお、道路拡幅工事のため、周辺道路の渋滞が予想されます。また、三の丸臨時庁舎駐車場の駐車スペースが狭くなっていますので、公共交通機関をご利用ください。

### 申告会場の案内

申告受付は、三の丸臨時庁舎で行います。

なお、道路拡幅工事のため、周辺道路の渋滞が予想されます。また、三の丸臨時庁舎駐車場の駐車スペースが狭くなっていますので、公共交通機関をご利用ください。

※県三の丸庁舎駐車場は有料です。

# 水戸税務署からのお知らせ

## 所得税の確定申告をする方へ

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることになっています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率をかけて計算した額です。

## 公的年金等を受給している方へ

平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

### ご協力ください

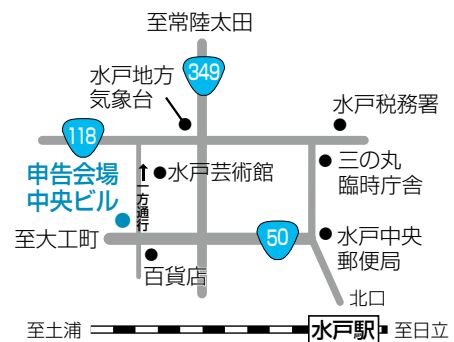
- 原則として、会場ではご自身でパソコンを操作し、申告書を作成してください
- 会場には無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください
- 会場では、現金などでの納税の取扱いは行っていません。最寄りの金融機関、税務署窓口または振替納税などで、納税してください
- 確定申告会場開設期間中、水戸税務署庁舎では、確定申告の相談は行っていません

## 確定申告受付は 中央ビルで行います

期間／2月16日(火)～3月15日(火)  
※土・日曜日を除く。ただし、2月21日・28日の日曜日は開設します。

時間／午前9時～午後4時

場所／中央ビル4階(泉町2)



### 問合せ

水戸税務署(北見町)  
☎231-4211(自動音声案内)